

# ICC 語学留学フリープラン契約約定

株式会社 ICC コンサルタンツ内 ICC 国際交流委員会(以下「甲」とします)と語学留学フリープランプログラム参加者(以下「乙」とします)の間に締結された語学留学フリープラン(以下「本プラン」とします)の契約内容(以下「本契約」とします)は次の通りです。

## 第1条 【本プログラムの目的】

本プログラムは、アメリカ、カナダ、イギリス、アイルランド、オーストラリア、ニュージーランドのいずれかの国(以下「留学国」とします)への英語語学研修を希望する乙に対して、乙の希望や目的等の条件に基づいた語学学校(以下「留学先」とします)を、ICC 語学学校データベース(以下「データベース」とします)より紹介し、入学手続の代行をすることを目的としています。

## 第2条 【サービスの内容】

本プランでは、甲は乙に対し以下のサービスを提供します。

- (1) カウンセリング  
渡航時期、予算、目的等の乙の条件をもとに、できる限り希望に近い留学先をデータベースより紹介し、情報を提供します。
- (2) 入学申込手続の代行  
乙に代わり留学先への入学申込み手続を行います。
- (3) 滞在先の手配  
留学先が手配する滞在先の手配依頼を乙に代わり留学先に対して行います。  
※ホームステイの紹介および手配は、留学先の責任において行われます。留学出発後における滞在方法変更、相談は留学先が窓口となります。
- (4) フライト手配手続  
日本国内の出発空港から留学先に近接する空港までの往復または片道航空券を旅行会社に依頼し手配代行します。当該旅行会社は、割引航空券を発売しますので、発売手続開始後の変更、取消し、及び払戻しは通常できません。
- (5) 現地空港での出迎え手配  
乙の渡航スケジュールを留学先に通知し留学先の最寄り空港で出迎え手配を依頼します。現地出迎えには通常出迎え費用が別途必要となります。※留学先によっては出迎えを行っていない場合もあります。その場合は、乙が自力で滞在先まで行く必要があります。
- (6) 留学費用の支払い  
留学先等への留学費用の支払いを代行します。  
※精算の方法は(第7条参照)。
- (7) 海外留学生保険加入手続  
海外留学生保険の加入手続を代行します。
- (8) 学生ビザ(就学査証)及びエントリークリアランス申請アドバイス  
学生ビザ及びエントリークリアランス申請書類作成のアドバイスをを行います。また、乙から希望に応じて学生ビザの申請代行を行います。申請代行には別途代行費用が必要となります。  
※精算の方法は(第8条(2)参照)。  
実際の学生ビザ及びエントリークリアランス申請は乙が行います。また学生ビザ及びエントリークリアランス申請費用は別途必要になります。但し、学生ビザ及びエントリークリアランスの申請のアドバイスは学生ビザ及びエントリークリアランスの取得を保証するものではありません。学生ビザ及びエントリークリアランスの発給に関する審査は、留学国の権限において行われます。
- (9) 出発前オリエンテーションの実施  
乙に対して渡航前及び渡航後の準備に必要な情報や、現地での生活の心構え等の情報を提供します。

## 第3条 【契約の成立】

乙は、所定の参加申込書に必要な事項を記入した上、本契約第6条に定める諸費用を添えて甲に対して申込みをします。甲において申込みを受け付けた時点で、本契約が成立します。

## 第4条 【拒否事由】

甲は本契約に基づく本プランへの申込みがあった時点で、次に定める事由のひとつまたは複数認められる時、申込みの受け付けをお断りすることがあります。

- (1) 乙が本プランの趣旨を十分に理解していないと甲が判断した時
- (2) 乙の希望を受け入れられないと甲が判断した時
- (3) 乙の留学への条件が整っていないと甲が判断した時、または留学先への入学が困難であると甲が判断した時
- (4) その他甲において乙の受け入れが困難であると判断した時

## 第5条 【必要書類】

留学手続に必要な書類は、甲より随時案内いたします。また入学申請書類については、留学先の指定入学願書に記載されています。指定された書類は、必要事項を指定された言語にて記入の上、必ず指定の期日までに到着するように甲の担当カウンセラー宛てにお送り下さい。なお、一旦提出された書類は返却いたしません。

## 第6条 【諸費用】

- (1) プラン参加費用  
乙は本契約「第2条サービスの内容」に基づくサービス提供に対する対価として、以下に定める参加費用を甲に支払います。

本プラン参加費用:64,800円(消費税8%含む)  
データベース掲載校以外へのプラン参加費用:  
108,000円(消費税8%含む)  
渡航希望日より2ヶ月を切ったの申込みの場合の緊急手配料:  
10,800円(消費税8%含む)

- (2) 追加サービス(希望者のみ)  
学生ビザ及びエントリークリアランスの申請代行費用:  
24,840円(消費税8%含む)  
※留学国の大使館など査証領事部への支払いが必要となる学生ビザ、その他の申請料は含まれません。
- (3) 留学費用  
留学先に入学するために必要となる授業料、登録費、滞在先手配料、滞在先費用などの実費は、留学先の資料や請求書に基づいて請求します。
- (4) その他の費用  
以下にあげる費用は、上記の費用には含まれません。
  1. 海外留学生保険料
  2. 航空券などの渡航費
  3. 海外送金用小切手作成時または海外送金時に必要となる銀行手数料
  4. 弊社への支払に際しての振込手数料
  5. 渡航後、乙と留学先との関係において生じるその他の費用
  6. その他、渡航、留学生活に必要な個人的費用

## 第7条 【留学費用の支払い】

- (1) 支払い方法  
甲は留学先からの請求書をもとに乙に対して留学費用を請求し、入金確認後、留学先に支払いを行います。また、請求は日本円によるものとし、請求方法は、請求日当日の三井住友銀行のTTS(送金)レートを3円加算した金額を適用します。なお、現地到着後にコース変更、滞在方法の変更または、留学先のオプションのサービスをご希望され、追加精算がある場合は、乙と留学先が直接行う場合もあります。
- (2) 支払い期限  
乙は、第6条に定められた留学費用などを、指定された期日までに指定の銀行口座に振り込むものとします。留学費用は、受け入れ先が期日を定めている場合や、制度上必要な場合を除き、90日以上前にお支払いいただくことはありません。指定の期日までに入金されない場合、留学手続の停止や希望の出発時期に留学手続が完了できなくなる可能性があります。

## 第8条 【解約及び返金】

- (1) 乙が乙の事情で本契約を解約した場合は、乙は甲に対して次の区分に従って解約料を支払うものとします。但し、解約日が②及び③のいずれにも該当する場合には③が適用されるものとします。
  - ①契約締結日から起算して8日目までになされた解約  
：解約料は発生しません。
  - ②契約締結日を基準とする解約料  
イ. 契約締結日から起算して9日目以降30日目までになされた解約  
：プラン参加費用の10%  
ロ. 契約締結日から起算して31日目以降60日目までになされた解約  
：プラン参加費用の20%  
ハ. 契約締結日から起算して61日目以降になされた解約  
：プラン参加費用の30%
  - ③出発予定日を基準とする解約料  
イ. 出発予定日の70日前から51日前までになされた解約  
：プラン参加費用の3分の1  
ロ. 出発予定日の50日前から26日前までになされた解約  
：プラン参加費用の50%  
ハ. 出発予定日の25日前から15日前までになされた解約  
：プラン参加費用の75%  
ニ. 出発予定日の14日前以降になされた解約  
：プラン参加費用相当額(返金はありません。)
- (2) (1)により本契約が解約された場合、甲は乙から既に受領した参加費用から(1)の解約料及び以下の各費用を差し引いた金額を乙に払い戻します。(1)の解約料及び以下の各費用の合計額が甲が乙から収受した金額を超える場合は、甲は乙に対してその差額を請求します。返金時の振込手数料は乙が負担するものとします。
  - ①留学生保険、航空券、ビザ申請等の手配に関して当該機関の定めにより要した費用
  - ②滞在費のうち滞在先(ホームステイ)に支払う必要のある費用(未払金)
- (3) 緊急手配料に関しては、申込後はいかなる場合でも返金はございません。

## 第9条 【各種手続の継続ができない場合】

指定の期日までに必要な書類あるいは費用が送付・入金されない場合など、甲の責によらない事由により各種手続の代行ができなかった場合、既に甲に支払済みの本プラン参加費用などは一切返金いたしません。

#### 第10条 【契約の解除】

- (1) 乙に次に定める事由が生じた場合、甲は本契約を解約することができます。
1. 定められた期日までに、第5条に定める必要書類が送付されないとき。
  2. 定められた期日までに、第6条に定める費用の全額または一部が支払われないとき。
  3. 乙が所在不明または1ヵ月以上にわたり連絡不能となったとき。
  4. 乙が甲に届け出た乙に関する情報に、虚偽あるいは重大な遺漏があることが判明したとき。
  5. 乙がパスポートまたは学生ビザを取得できなかったとき、あるいは留学国に入国する際、入国を拒否されたとき。
  6. 乙が甲の指導・アドバイスに従わず、または甲のサービス提供に協力しないなど、甲が本契約に基づくサービスを履行することが困難となったとき。
  7. 乙が甲と他の参加者との契約関係に干渉または介入して紛争を生じさせたとき。
  8. 乙が本約定に違反したとき。
  9. 甲がやむを得ない事由があると認めたとき。
  10. 第4条の拒否事由があることが判明したとき。
- (2) 前項に基づき、甲がこの約定に基づくプラン契約を解約したときは、本プラン参加費用、留学費用など、既に甲に支払済みの費用については一切返金いたしません。

#### 第11条 【免責事項】

- (1) 甲は、次に例示するような甲の責によらない事由により、乙が留学できず、または留学希望先校への正式入学ができなかった場合は、乙に対し損害賠償その他の責任を負いません。
1. 申し込んだコースが定員に満ちていて入学できなかった場合。
  2. 申し込んだ滞在先の滞在施設が定員に満ちていて、またはその他の留学先の事情により入室、入室できなかった場合。
  3. 通信事情または学校側の事情により入学許可証が期日までに届かず入学できなかった場合。
  4. 本人の事情によりローンが実行されず、手続の継続が不可能と判断される場合。
  5. 個人的事由で入国を拒否された場合、または学生ビザが不許可になった場合。
- (2) 以下に定めるようなその他の甲の責によらない事由により、乙に損害が発生した場合、甲は乙に対し損害賠償その他の責任を負いません。
1. 運輸機関の遅延、フライトのキャンセル、ハイジャック、ストライキ、事故、陸海空における不慮の災難、その他不可抗力による乙の損害
  2. 天変地異、政変、動乱、戦争、ストライキ等の不可抗力によって発生した乙の損害
  3. 留学先及びホームステイ、寮等の滞在先における、盗難・事故・係争・不利益など乙の留学国滞在中または渡航中に受けた損害
  4. 乙の留学国渡航中、滞在中、及び留学国での旅行中に発生した交通事故を含む事故、怪我、病気等に対する責任
  5. 乙による麻薬、覚醒剤、その他の薬物の使用、所持または飲酒、喫煙及びこれに関連して起こった全ての損害と責任
  6. 為替、物価の変動等による学費や滞在費等の改定による乙の出捐
  7. 留学先から乙が停学/放校/退学等の処分を受けた場合の責任
  8. 留学先から乙が放校/退学等の処分を受けた場合の学費、滞在費等の残金返金等の責任
  9. 乙の意思により留学を取り止めた場合の学費、滞在費等の残金返金等の責任
  10. 乙の学業成績や資格試験の結果の不良についての責任
  1. 乙の個人的事由で留学国に入国を拒否されるか、学生ビザが不許可になった場合の責任
  1. 乙のために行う出発前の現地留学生活に関するオリエンテーションに参加しなかったために発生した乙の損害
  1. 3. 乙が、留学国滞在先のための海外旅行傷害保険(留學生保険)をかけていなかった場合の、現地における事故、病気時の補償
  1. 4. 乙の留学国の法令・風俗・道徳及び留学先の教育機関の規則等の無知により乙が受けた損害等についての賠償責任
- (3) 授業内容等の変更  
甲では、留学先から送られてくる最新資料に基づき入学手続代行等の手配をしますが、留学先の事情による授業内容の変更、滞在先の変更、その他留学内容に関する変更について責任を負いません。
- (4) その他  
乙は、渡航後は自己の責任において行動し、留学国の法令、公序、良俗、習慣、指示に従って行動するのはもちろん、入学後においてこれらに違反した結果生じた損害、責任はすべて乙に帰属し、甲は責任を負いません。留学中の通学、スポーツ、自動車の運転、その他留学国滞在中に起こるすべての事故は乙本人の責任となります。また、保険の加入が必要な場合は、乙の責において加入手続を行います。以上の免責事項に該当する場合、支払われた費用、所要実費は返金されません。

#### 第12条 【研修成果の不担保】

本プランは甲が乙に対して乙の条件にあう留学先への入学の手続の代行等を提供することを目的としています。従って、語学及び学力の向上などの留学先での研修成果や、留学後の進路の保証、ホームステイ等の滞在先に対しての満足、その他留学による心理的満足を保証するものではありません。

#### 第13条 【責任範囲】

甲は、本契約に明記された義務を甲の故意または過失に基づき履行せず、直接乙に損害を与えた場合にのみこれを賠償する責任を負担します。

#### 第14条 【損害賠償義務】

乙が故意または過失により甲に損害を与えた場合、乙は直ちに甲に対し損害の賠償をしなければなりません。

#### 第15条 【準拠法令等】

本契約の解釈及び本契約に定めない事項については、日本国内の法令及び慣習によるものとします。

#### 第16条 【裁判管轄】

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

#### 第17条 【約定の変更】

本契約は、事情により告知なしに変更されることがあります。

#### 第18条 【発効期日】

本契約は、2016年4月1日以降に申し込まれる契約に適用されます。

<お振込指定口座>

お振込先: 三井住友銀行 目黒支店 普通預金 0231645

名義: 国際交流委員会

\*\*\*\*\*

#### 【個人情報の取扱について】

株式会社 ICC コンサルタンツ (屋号: ICC 国際交流委員会) は、お客様の個人情報の取り扱いについて、下記の通りお約束いたします。

取得した個人情報の利用目的は、当社が提供するプログラム(以下、「本サービス」という)への参加手続及びそれに関連するご連絡、本サービスの実行及びそれに関連するサポート管理、お申込みされたご契約の履行(ご契約内容は、プログラム契約書を参照ください)、ご本人の同意またはご希望条件を満たす、受入れ先となる企業・学校・団体等への個人情報の提供、当社が提供する留学プログラムやセミナー、フェア等のご案内、当社または本サービスへのご質問、お問合せに対する回答のために利用し、それ以外の目的で利用することはありません。また、本サービスをお申込みされる方が未成年者(満20年未満の方)の場合は、保護者の同意を頂いた上で、個人情報を提供ください。ビザ申請手続代行時に、申請費用のお支払のためにクレジットカード決済が必要な場合があります。当社または当社が業務委託する機関が申請代行を行う場合、入国管理機関等が指定するビザ申請フォーム等にて決済処理をクレジットカードで行う場合があります。また、緊急時に発生する決済処理においてもクレジットカード情報をご提供いただく場合があります。なお、当社では最大1ヵ月間保管した後、適切に廃棄します。但し、ビザ申請状況により保管期間を延長する可能性があります。

取得した個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲において、外部委託することがあります。また、個人情報は次の通り、第三者提供します。①お申込みされたご契約の履行(ご契約内容は、各プログラムの契約事項を参照ください)のため、郵送、メールまたはインターネット経由で、氏名、住所、連絡先、語学スキル等をご本人の同意またはご希望条件を満たす、留学先またはインターンシップ先となる企業・学校・団体等に提供します。②お申込みされた留学プログラムの実施に必要な渡航及び宿泊手配のため、郵送、メールまたはインターネット経由で、氏名、住所、連絡先等を渡航及び宿泊手配を行う旅行代理店に第三者提供します。③お申込みされた留学プログラムの実施に必要なビザ取得または緊急時に発生する決済処理のため、電話、郵送またはインターネット経由で、カード番号、カード会社、カード有効期限、セキュリティコード、名義、電話番号等を当該入国管理機関等に第三者提供します。

個人情報のご提出は任意ですが、個人情報を提供していただけない場合は上記の各利用目的に沿った取り扱いが適切に遂行できない場合があります。

当社に提供して頂いた個人情報は、利用目的の通知、個人情報の開示、訂正、項目の追加または削除、消去や利用停止、提供停止を求める権利があります。個人情報の開示等の請求を行う場合は、株式会社 ICC コンサルタンツ/ICC 国際交流会 相談室 TEL:03-6434-1315 E-mail:info@iceworld.co.jp までご連絡ください。

個人情報保護管理者 野村 大 (TEL: 03-6434-1315)